

告示

埼玉県告示第四百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
トータルケアシステム 蘭風園	事業所名 称	在宅介護支援 センター 蘭風園	トータルケア システム 蘭風園	居宅介護支援
医療法人社団若山 医院わかやま耳 鼻咽喉科クリニック	事業所名 称	医療法人社団 若山医院	医療法人社団 若山医院わか やま耳鼻咽喉 科クリニック	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導
ふいつとねすデイ寿 通所介護事業所	事業者所 在地	本庄市寿二 一―五	本庄市一二一 六―一	通所介護